

平成30年第1回（2月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 平成30年2月20日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	20	火	定 例 会	開会、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、議案上程、説明、審議、討論、採決、追加議案審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		議席の指定について	2月20日	12番松尾文昭君 13番元村康一君 指 定
		会期決定の件	2月20日	2月20日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月20日	津 田 清 君 田 川 伸 隆 君 指 名
		議会運営委員会委員の選任について	2月20日	松 尾 文 昭 君 指 名
議 案 第 1 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2月20日	原 案 可 決
議 案 第 2 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例	2月20日	原 案 可 決
議 案 第 3 号	本会議	平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	2月20日	原 案 可 決
議 案 第 4 号	本会議	平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算	2月20日	原 案 可 決

(追加議案)

議案 第 5 号	本 会 議	監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて	2月20日	梅 林 弘 幸 君 の選任に同意
議案 第 6 号	本 会 議	監査委員（組合議会のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて	2月20日	元 村 康 一 君 の選任に同意

○ 出席議員（15名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 松 永 秀 文 君
3 番 中 村 太 郎 君
4 番 川 崎 剛 君
5 番 津 田 清 君
6 番 田 川 伸 隆 君
7 番 中 野 太 陽 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 城 幸太郎 君
10 番 村 崎 浩 史 君
11 番 宮 田 真 美 君
12 番 松 尾 文 昭 君
13 番 元 村 康 一 君
14 番 三 浦 正 司 君
15 番 松 本 正 則 君

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	佐藤 忠道 君
事務局長	土橋 伸秀 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	森崎 泰博 君		
消防総務課長	牟田 一幸 君		
大村消防署長	福島 錦哉 君		
小浜消防署長	富岡 正英 君		
事業課長	川上謙次郎 君		

○ 議会関係出席者

書 記 長 森崎 泰博 君
書 記 江頭 英敏 君

○議長（松本正則君）

ただいまから、平成30年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので御了承ください。

議事に先立ちまして、昨年、雲仙市議会の11月臨時会において、組合議員に選任された方々を御紹介申し上げます。

雲仙市議長の元村康一議員でございます。

雲仙市議員の松尾文昭議員でございます。以上の方々でございます。県央組合の広域行政運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、「議席の指定について」を議題とします。

議席は議長において、松尾文昭議員を12番に、元村康一議員を13番に指定いたします。

次に、日程第2、「会期決定の件」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、

5番 津田 清 議員

6番 田川 伸隆 議員

以上二名を指名いたします。

次に、日程第4、「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっています。

現在1人欠員となっている状況でございまして、議会運営委員会委員に松尾文昭議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって以上のとおり選任することに決定いたしました。
次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

本日ここに、平成30年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

本組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、圏域住民の皆様の、安全安心、環境衛生の向上に努めております。

さて、1月23日群馬県、草津白根山の本白根山が噴火いたしまして、その噴石等によりスキー場施設やレストラン等に大きな被害をもたらしました。

お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々を初め、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

本組合圏域と島原広域圏とにまたがる雲仙普賢岳につきましても、平成3年6月3日噴火に伴う火砕流により死者40人、行方不明者3人、建物被害179棟という甚大な被害を受けており、草津白根山と同様に、噴火警戒レベルを運用する全国38の火山のうちの一つとなっております。

今回の噴火により、日本人が火山の危険と隣り合わせていることを痛感し、防滅災のための備えの重要性について再認識したところでございます。

また去年は、昭和32年7月25日に発生した諫早大水害から数えて60年の年でございます。

この節目となる年に長崎県では初めてとなる「総合水防演習」が、5月14日、諫早市の本明川河川敷で開催されました。

演習は「諫早大水害を上回る大規模災害」を想定し、国、県、市、地域住民、企業、学生など約1,500人に参加していただきました。

災害発生までの具体的な行動計画を示した水害タイムラインに基づき、新技術を活用した水防工法や、最新の機器を活用した情報伝達訓練、ヘリコプターによる人命救助訓練などが行われました。

近年、異常気象の常態化に伴い、台風や豪雨災害が頻繁に発生し、大規模地震や火山

の噴火を含めた自然災害や 大規模火災への備えがますます重要となっており、大規模災害を想定した訓練に多様な主体に参加いただいたことで、防災の現状を知り、防災意識を高めていただく良い機会となったものと考えております。

本組合におきましても、複雑・多様化する災害態様に対応するため、各種災害現場を想定した訓練を日々実施しているところでございます。

また、平成29年度におきましても前年度に引き続き女性消防職員を採用いたしました。女性の活躍推進を組織的に進めることによって、住民サービスの更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成29年の火災・救急の概況でございますが、本組合消防本部が取りまとめました概況によりますと、火災件数につきましては、平成28年より12件少ない、80件となっております。

最も多いのが建物火災で37件、野焼きや火入れなど、その他火災が29件、車両火災が10件、林野火災が4件となっております。

今後も、住宅用火災警報器の未設置家庭への更なる周知や火災予防広報等、圏域の皆様への火災予防指導を徹底し、安全安心を守る活動に努めてまいります。

救急出動件数につきましては、平成28年より15件(0.1%)増の10,807件となり、過去最高となった平成28年の年間件数10,792件を若干上回っております。

各構成市の状況でございますが、諫早市は増加、大村市及び雲仙市は減少しており、諫早市が、29件(0.5%)増の5,723件、大村市が、14件(0.4%)減の3,605件、雲仙市が、5件(0.3%)減の1,472件となっております。

また、搬送人員につきましては、過去最高となった平成28年より122人(1.2%)減の10,254人となっております。

減少した主な要因でございますが、緊急性がないものと判断した事案や救急隊の「現場処置」により医療機関への搬送が必要でない事案が増加したことによるものでございます。

また、傷病程度別の搬送人員で見ますと、入院を要しない軽症者の搬送が、前年より259人(7.3%)の減となっております。

緊急性が比較的高くない軽症者の搬送は、前年よりも減少したものの、搬送人員全体の約32%を占める状況でございます。

緊急時における、救急車の出動に支障をきたすことがないように、救急車の正しい利用につきましても引き続き広報活動等を通じ、圏域住民の皆様への周知を図っていきたいと考えております。

搬送者の内訳でございますが、高齢者が平成28年より133人(2.2%)増の6,

113人で、全体の約60%を占める状況でございます。

年々、高齢者数が増加している状況でもございますので、高齢者の割合が今後ますます高くなるものと思っております。

なお、平成29年3月1日から運用を開始しました本組合の救急自動車に長崎医療センターの医師等が同乗して救命措置を行う「医師同乗救急自動車 通称^{エム}^{タック}EMTAC」の平成29年中の出場件数は、48件ございました。

次に、不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、現在の搬入区域となった平成23年度以降ほぼ横ばいの搬入量となっております。

また、不燃物処理施設であります不燃物再生センターにつきましては、工場棟の老朽化に伴いシャッターや空調設備の一部取替の予算を計上させていただいております。

今後とも、両市との連携に努め、適正処理とリサイクル率の更なる向上を目標に事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

提出しております各議案につきましては、事務局長より説明致させていただきますので、御了承を賜りたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの総括説明を終わらせていただきます。

○議長（松本正則君）

次に、日程第5、議案第1号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第1号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に関する構成市の取扱いに準じた条例の一部改正を行うものでございます。

1ページをご覧ください。第1条は平成29年度の給与改定に関するものでございます。

次の2ページから6ページまでが別表第1、行政職の給料表でございます。7ページから10ページまでが別表第2、消防職の給料表でございます。

11ページ、12ページが第2条でございまして、平成30年度からの給与改定に関するものでございます。

資料1/5は第1条に関する新旧対照表でございます。

資料2/5は第2条に関する新旧対照表でございます。

資料3/5は附則第4条に関する新旧対照表でございます。

資料4/5は附則第5条に関する新旧対照表でございます。

資料5/5をご覧ください。資料5/5に沿って、主な改正内容についてご説明いたします。

最初に、平成29年度給与改定について、でございます。1点目は、給料表を平均0.2%引上げるものでございます。

初任給を含む若年層に重点を置いた引き上げとなっており、平成29年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

2点目は、勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げるものでございます。

平成29年度は、12月1日に遡及して適用し、30年度以降は6月と12月にそれぞれ均等に配分するものでございます。

平成29年度給与改定における影響額は、行政職で約18万4千円、消防職で約1,238万円でございます。

この条例につきましては、平成29年度改定部分は公布の日から、平成30年度改定部分につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行されることに伴い、県央地域広域市町村圏組合手数料条例について、所要の改正を行うものでございます。

この政令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われているところでございまして、平成29年度は見直し年度に該当するため、手数料の標準額の見直しが行われたものでございます。

政令の改正内容でございますが、人件費単価又は消費者物価指数の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について改定が行われております。

本組合関係分としては、危険物製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の改正を行うものでございます。

2号資料につきましては、今回の改正に係る条例の新旧対照表でございまして、別表第2の金額欄の改正を表したものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、日程第7、議案第3号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第3号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億44万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,140万4千円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの「第2表 地方債補正」をご覧ください。

補正前の限度額1億30万円から260万円を減額して、9,770万円とするもので、これは消防ポンプ車・救急車の車両更新に伴う事業費の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

まず、歳出から説明させていただきます。予算書は11ページからとなっております。説明は、議案第3号資料により行わせていただきます。

3号資料1枚目「補正予算の概要」に記載のとおり、職員人件費の増額、事業費の確定に伴う精算、基金への積立てが主な内容でございます。

次のページ、1ページをお開き頂き、下段の表の左側の歳出の欄をご覧ください。2款 総務費は、300万円の増でございます。

内訳といたしましては、繰越金300万円を財源として財政調整基金の積立を行うものでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。3款 衛生費は、2,000万円の増でございます。

内訳といたしましては、繰越金2,000万円を財源として施設整備基金の積立を行うものでございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。4款 消防費は、7,744万6千円の増でございます。

内訳でございますが、消防運営費につきましては、退職者数の増による退職手当1,098万3千円の増と繰越金7,000万円を財源として消防施設整備基金への積立、消防施設費につきましては、消防ポンプ車・救急車の車両更新に伴う事業費の確定に伴う353万7千円の減となり、合計7,744万6千円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。資料の1ページの上段、右側の表をご覧ください。

歳入は、先ほどご説明いたしました歳出の確定に伴って、各構成市で負担していただく負担金、基金及び繰越金等について補正を行おうとするもので、総額1億44万6千円の増額となっております。

内訳といたしましては、負担金で137万7千円の減、基金繰入金で1,004万6千円の増、繰越金で9,437万7千円の増、組合債で260万円の減となっております。

4ページには基金の一覧表を掲載しております。

上から財政調整基金、退職手当基金、施設整備基金となっており、一番下の平成29年度末現在高の合計額は、約12億2,428万円の見込みとなっております。

以上、簡単ではございますが議案第3号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第3号に対する質疑に入りますが、質疑は、歳入と歳出を区分し、歳出全般から質疑に入ります。

質問につきましては、同一議員につきそれぞれ三回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳出全般について、ページは、11ページから13ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ次に、歳入全般に対する質疑に入ります。

ページは、7ページから10ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ次に、第2条「地方債の補正」、第3条「組合経費の負担の補正」に対する質疑に入ります。

ページは、4ページから5ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第3号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第4号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第4号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億522万6千円と定めようとするものでございます。

第2条地方債につきましては、予算書4ページの第2表「地方債」をご覧ください。

起債の目的欄にありますように、消防防災施設整備事業費としての借り入れで、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。平成30年度は、救急自動車、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車の購入のための財源とするものでございます。

予算書の1ページにお戻り下さい。

第3条の一時借入金は、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第4条の歳入歳出予算の流用につきましては、同一款内における各項間の流用について定めるものでございます。

第5条の組合経費の負担につきましては、予算書5ページの「第3表 負担基準表」をご覧ください。組合規約第10条第1項の規定による関係市の負担をこの「負担基準表」に基づいて事務の区分ごとに算出し、6ページ・7ページの「第4表 市別負担額表」のとおり定めようとするものでございます。

それでは次に、予算の概要につきましては、資料により御説明させていただきますので、別添の4号資料1をお開きください。

まず、1ページは予算の概要でございます。予算編成に係る基本方針と当初予算額を記載しております。当初予算額は、経常的経費と臨時的経費を合計いたしまして、32億522万6千円となり、平成29年度と比較いたしますと2,426万8千円、率にいたしまして0.8%の増としております。

増額の内訳でございますが、経常的経費で、9,165万9千円(3.0%)の増、臨時的経費で、6,739万1千円(47.6%)の減となっております。

1ページ及び2ページ上段の表につきましては、経常的経費と臨時的経費を予算科目の款別の事業ごとに、平成30年度と29年度の当初予算を比較し、表にしたものでございます。

経常的経費の増の主な要因でございますが、上から5行目の「不燃物再生センター管理運営事務」は、不燃性廃棄物処理業務において、スプレー缶処理業務及び小型家電処理業務の作業追加による衛生費の委託料の増によるものでございます。

中程にございます「消防本部管理事務」は、2ページ1行目の退職手当を除き3,747万円の増となっております。これは、地方公務員共済組合に係る負担率の増による共済費の増と給与改定等による人件費の増によるものでございます。

消防本部管理事務から6行下の「通信指令運営事務」は、1,407万2千円の増となっております。これは、高機能消防指令システム及びデジタル無線機の保守点検に係る導入3年目からの点検項目の追加及び一般業務系パソコンセキュリティー強化業務の追加による消防費の委託料の増によるものでございます。

この「通信指令運営事務」の次の行にあります「車両管理事務」は、2,407万3千円の増となっております。これは、平成29年度に比べ、消防ポンプ車1台が水槽付消防ポンプ車に代わることで更新台数が増となることによるものでございます。

また、下から2行目の「消防公債費」が、1,503万6千円の増となっております。これは、右端の摘要欄に記載のとおり、車両更新に係る平成27・28年度借入分の元

金償還が始まること等によるものでございます。

臨時的経費の減の主な要因でございますが、衛生費の「施設改修事業」は、不燃物再生センター工場棟の老朽化によるシャッターや空調設備の改修業務等により448万6千円の増となっておりますが、組合全体の退職予定者数の減（6人→3人）により退職手当が6,888万8千円の減となっていることによるものでございます。

次に、「(3) 歳入・歳出予算の内訳」でございますが、歳入・歳出予算の款ごとの構成比、対前年度比較及び過去3年間の当初予算額を記載した表でございます。

右側の表で歳出予算の対前年度比較の欄でございますが、退職予定者数（6人→1人）の減により消防費は減となっておりますが、それぞれ1名の退職者を予定している総務費、衛生費、先ほど御説明いたしました消防公債費の増により予算総額が前年度より増となったものでございます。

次に、「(4) 構成市負担金」でございますが、これは、各構成市の平成25年度から30年度までの当初予算時の負担金額の推移を記載した表とグラフでございます。

各構成市別の負担金につきましては、3ページで御説明させていただきます。

上段の表が平成30年度、中段の表が平成29年度の各構成市の負担金額を記載し、下段の表に、年度間の増減額を記載しております。

上段の表の一番右の欄の「負担金総合計」の額が、平成30年度に各構成市にお願いいたします負担金の額でございます。

3市にお願いいたします負担金の合計額は、28億8,245万5,195円で、前年度比 約6,331万円の増となっております。

諫早市は、14億3,131万5,298円で、前年度比 約3,062万円の増、大村市は、8億8,190万8,146円で、前年度比 約1,643万円の増、雲仙市は、5億6,923万1,751円で、前年度比 約1,626万円の増となっております。

なお、構成3市の負担金増の主な要因につきましては、先ほどご説明いたしました共済費の負担率の増など人件費に係るもの、高機能消防指令システムやデジタル無線機の保守点検項目の追加に係るものなど経常的経費の増や、消防車輛更新に係る元金償還が始まったことなどによるものでございます。

次に4ページから6ページにつきましては、負担金の算出資料となっておりますが、4ページは、総務負担金の算出表でございます。5ページは、衛生費負担金の算出表でございます。6ページは、消防費 経常費負担金の算出表でございます。7ページは、消防費負担金算出の際に加算いたします前年度調整額を記載した消防費負担金の市別負担額表でございます。8ページは、消防債の起債償還表でございます。

左の表は、借入額等一覧表で、29年度末の借入額総額50億5,640万円に対し、未償還元金が33億5,722万円となっております。

右の表は、平成29年度までの借入分で作成した起債償還一覧表でございます。9ページは、起債償還表の内訳でございます。左の表は、構成3市で負担していただく共通分の償還表でございます。右の表は、構成市それぞれが負担していただく個別分の償還表でございます。

10ページは、一般会計基金の一覧表で、30年度末現在高は約13億759万円となる見込みでございます。

11ページは、構成市の住民基本台帳人口の推移を表とグラフにしたものでございます。

次に、4号資料2、平成30年度一般会計予算説明資料についてご説明申し上げます。

この資料につきましては、予算科目の目別に予算額を前年度と比較し、事業の概要を記載したものでございます。

1ページは事務局の総務課に係るものでございます。

1款1項1目議会費は、組合議会の運営に要する経費でございます。予算額が、本年度44万6千円、前年度比2万2千円の減となっております。

2款1項1目一般管理費は、組合事務局の運営に要する経費でございます。予算額が、本年度5,772万3千円、前年度比1,994万1千円の増となっております。この増の主な要因につきましては、退職予定者1名による退職手当の増によるものでございます。

2款2項1目監査委員費は、監査委員事務の運営に要する経費でございます。予算額が、本年度57万1千円、前年度と同額となっております。

2ページ・3ページは事務局の事業課に係るものでございます。

3款1項1目塵芥処理費は、不燃物処理に要する経費で、不燃物再生センターで行っている事業や施設整備のための予算を計上させていただいております。予算額が、本年度2億3,558万7千円、前年度比3,141万9千円の増となっております。

この増の主な要因につきましては、4号資料1の御説明のなかで申し上げました「不燃物再生センター管理運営事務」と「施設改修事業」の増によるものでございまして、その他の事業につきましては、例年どおりの事業内容でございます。

4ページから14ページまでが、消防本部に係るものでございます。

まず、4ページから10ページまでが、4款1項1目、消防運営費でございまして、予算額が、本年度22億2,592万2千円、前年度比6,030万4千円の減となっております。

この減の主な要因につきましては、4号資料1で御説明した臨時的経費における退職手当の減によるものでございます。

「消防本部管理事務」の概要は4ページに記載しておりますとおり、消防職員の人件

費や消防業務全般の運営管理を行うために要する経費でございます。

5 ページは、諫早署管理事務でございます。諫早署と 4 分署、1 派出所の管理に要する経費となっております。

6 ページは、大村署管理事務でございます。大村署と 2 分署の管理に要する経費となっております。

7 ページは、小浜署管理事務でございます。小浜署と 1 分署、1 分駐所の管理に要する経費となっております。

8 ページ上段は、職員育成事務でございます。新規採用職員や勤務年数等に応じた職員の教育、資格取得等に要する経費となっております。

前年度比 1 0 4 万 5 千円の増につきましては、3 1 年度採用予定者に係る装備品などの増によるものでございます。

8 ページ下段は、予防運営事務でございます。火災予防のための普及啓発、講習会・各種大会開催等に要する経費となっております。

9 ページ中段は、警防運営事務でございます。救助隊装備品の整備や救助隊員の研修等に要する経費となっております。

前年度比 8 7 万 6 千円の減につきましては、本年度は化学車用消火剤の購入が在庫充足によりないことによるものでございます。

1 0 ページ上段は、救急運営事務でございます。救急搬送業務や救命士育成等に要する経費となっております。前年度比 5 7 万円の減につきましては、医薬材料費の減によるものでございます。

1 0 ページ下段は、通信指令運営事務でございます。通信機器のメンテナンスや通信費等に要する経費となっております。

前年度比 1, 4 0 7 万 2 千円の増につきましては、4 号資料 1 の御説明のなかで申し上げました高機能消防指令システム及びデジタル無線機の保守点検と一般業務系パソコンセキュリティ強化業務に係る委託料の増によるものでございます。

1 1 ページから 1 4 ページまでが 4 款 1 項 2 目消防施設費でございまして、予算額が、本年度 1 億 7, 9 5 7 万 1 千円、前年度比 1, 9 1 9 万 8 千円の増でございます。

この増の主な要因につきましては、4 号資料 1 の御説明のなかで申し上げました 1 1 ページに記載の「車両管理事務」の増によるものでございます。

なお、3 0 年度は、消防ポンプ自動車を飯盛分署に 1 台、災害対応特殊救急自動車を飯盛分署に 1 台、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を小浜署に 1 台、指揮車を消防本部・大村署に各 1 台 更新する予定としております。

1 1 ページの下の表は消防車両等の署別、車種別の配置状況を表にしたものと、本組合の車両更新基準でございます。

12ページ上段は、資器材管理事務でございます。各種資器材の維持管理、整備に要する経費となっております。前年度比192万円の減につきましては、前年度に予算計上させていただきました災害発生時等に使用いたしますエアータントの購入が今年度はないことによるものでございます。

12ページ下段は、施設管理事務でございます。消防庁舎の維持管理のための修繕等に要する経費となっております。前年度比298万9千円の減につきましては、修繕費の減によるものでございます。

なお、13ページ上段は、各消防庁舎の建築年月日等を表にしたものでございます。

13ページ中段は、通信指令管理事務でございます。通信指令装置、無線機器等の維持管理に要する経費となっております。

14ページ上段は、5款1項1目公債費で、消防庁舎や消防車両の整備等に伴う起債の償還費となっております。

予算額が、本年度5億440万5千円、前年度比1,503万6千円の増でございます。

増の主な要因につきましては、4号資料1の御説明のなかで申し上げましたとおり、車両更新に係る平成27・28年度借入分の元金償還の開始によるものでございます。

14ページ下段は、6款1項1目予備費でございます。

最後に、4号資料3についてご説明申し上げます。

1ページは、不燃物が、どのように処分をされ、リサイクルが図られているのかということにつきまして、フロー図にしたものでございます。

2ページは、このリサイクル処理の際に発生する残渣の処理についてフロー図にしたものでございます。

3ページは、スプレー缶の処理について、フロー図にしたものでございます。

4ページは、小型家電の処理について、フロー図にしたものでございます。

5ページは、過去10年間の不燃物搬入量、残渣処分量、諫早市最終処分場の残容量の推移を表にしたものでございます。

6ページ及び7ページは、30年度購入予定の高規格救急自動車、消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車同等型の写真を掲載しております。

以上で、議案第4号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第4号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、それぞれ区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質問については、同一議員につき款

別三回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。

第1款「分担金及び負担金」から第9款「組合債」まで、12ページから22ページまでであります。

○中野太陽君

歳入に入るかわからないのですが、市別負担金の表が3ページにありますけれども質問しても大丈夫でしょうか。議案4号資料の3ページです。

一番右端の市単年度特別負担金がありますが、使途目的というか、個別費が出てくる理由について質問したいと思います。

○事務局長（土橋伸秀君）

これにつきましては、市の要因によって必要となった経費を、必要とした市に振り分けるものでございまして、具体的には、大村市は久原分署を増設したことによります経費の分です。28年度は、雲仙市においては、小浜署（雲仙分駐所）の梯子車オーバーホールなどもありました。市の都合で移転した庁舎や、梯子車、化学車の経費が個別に支払って頂く負担金となります。

○中野太陽君

広域でする場合はひっくるめてだと思っていまして、市の特段の理由の場合は、規約や条例の中で単年度負担金の中に入ると分けられていると理解してよろしいですか。

○事務局長（土橋伸秀君）

重要案件については、各構成市、最終的には各市長においで頂いて協議をしていただき取り決めを定めるものでございまして、各構成市の都合で経費を要するもの、梯子車、化学車の購入費等は別に負担するようにしましょうと取り決めをなされたものでございます。以前、西諫早分署も市の都合で移転した経緯がございまして、その経費は個別に諫早市にお願いしております。今回の久原分署は、大村市さんからの申し出により分署を増設したので、個別に負担金をいただいている状況でございます。

久原分署につきましては、長崎医療センターの建物をお借りしているので、家賃、固定資産税に相当するものでございます。新たに建設するよりも若干低い負担となっております。

○議長（松本正則君）

ほかになければ次に、歳出に対する質疑に入ります。
第1款「議会費」について、24ページであります。
（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ次に、第2款「総務費」について、25ページから27ページまでであります。
（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ次に、第3款「衛生費」について、28ページから29ページまでであります。
（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

ほかになければ次に、第4款「消防費」について、30ページから33ページまでであります。

○中野太陽君

33ページと資料12ページです。まず、33ページの緊急車両ドライブレコーダー設置業務委託についてですが、車のトラブルなどから全車両につける必要があるのではと思っておりますが、消防管轄内の全車両につけているのかどうか、ということが一点めです。二点めは、18節の化学防護服、高度救急シミュレーター、デラックスサイバースリング、陽圧式化学防護服などは実物を見たこともなく、聞いたこともないので、写真を載せて頂くか、実物を見せて頂ければと思います。29年の話ですが、192万円の減額の理由はエアータントですが、実物の想像もつかないので、資料を見せて頂ければと思います。

○消防長（川原敦君）

ドライブレコーダーの御説明ですが、救急車は、予備車も含めてすでに設置しているところがございます。さらに、30年度は緊急車両全てに設置するよう予算を組ませて頂いております。救助資器材や高度救急シミュレーター等、ご指摘の通り、今後写真等掲載をしたいと思います。また、お時間があれば準備をさせて頂いて、確認をしていた

できればと思います。

○議長（松本正則君）

備品などについては、準備して頂いて皆さん見て頂くということによろしいでしょうか。

○事務局長（土橋伸秀君）

先程エアートेंटのお話でしたが、約450万円します。コンパクトな状態から空気を入れて大きくなるというものでございます。災害現場等で使用することを想定して購入しております。

○消防長（川原敦君）

エアートेंटの幅は6メートル×6メートルの大きさです。エアーで膨らむようになっております。

用途として、大規模災害時の活用や訓練、九州北部災害など、災害活動で活用させて頂いております。また、救急現場での傷病者の収容やトリアージを含め救急医療措置などにも活用するものであります。

○議長（松本正則君）

ほかになければ次に、第5款「公債費」、第6款「予備費」について、34ページから35ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ次に、第2条「地方債」、第3条「一時借入金」、第4条「歳出予算の流用」、第5条「組合経費の負担」について、1ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第4号は、原案どおり可決されました。

ここで、議会運営委員会開催のためしばらく休憩いたします。

(休憩中に議会運営委員会開会)

午後15時00分 休憩

午後15時13分 再開

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

資料を配布しますので、そのままお待ちください。

お手元に配布のとおり、議事日程第1号の2を追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第9、議案第5号「監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第5号「監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」について、御説明申し上げます。

本組合監査委員 佐藤忠道氏からの辞職願により平成30年2月28日をもって退職することを承認したことに伴い、後任者の選任について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項及び県央地域広域市町村圏組合同規約第9条第2項の規定により議会の同意を必要とするため、この議案を提出するものでございます。

候補者は、別紙のとおり ^{うめばやしひろゆき}梅林弘幸氏でございます。

同氏の略歴につきましては、裏面に記載のとおりでございまして、県央地域広域市町村圏組合監査委員として適任と存じ、御提案申し上げる次第でございます。

以上で、議案第5号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります
（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。
（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
議案第5号「監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」は、梅林弘幸 氏の選任に同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、梅林弘幸氏の選任に同意することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第6号「監査委員（組合議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、元村康一議員の退場を求めます。

（元村康一議員 退場）

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第6号 「監査委員（組合議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」について、御説明申し上げます。

本組合監査委員 ^{おおくぼまさみ}大久保正美氏（前 雲仙市議会議長）の任期が、平成29年11月19日をもって満了したことに伴い、別紙候補者 ^{もとむらやすかず}元村康一氏（現 雲仙市議会議長）を選任することについて、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項及び県央地域広域市町村圏組合規約第9条第2項の規定により議会の同意を必要と

するため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第6号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります
（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。
（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号「監査委員（組合議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」は、元村康一議員の選任に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、元村康一議員の選任に同意することに決定いたしました。

元村康一議員の入場を求めます。

（元村康一議員入場・着席）

元村康一議員におかれましては、監査委員を務めていただくことになりました。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成30年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

午後15時21分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

松本 正則

会議録署名議員

田川 伸隆

会議録署名議員

津田 清